

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 29日

高崎市長

提出者

住所 群馬県高崎市保渡田町 278-1
氏名 株式会社ドンレミー榛名工場
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 027-350-3161

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ドンレミー
事業場の所在地	群馬県高崎市保渡田町 278-1
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	E09 食品製造業									
② 事業の規模	10,529,710 千円									
③ 従業員数	490 人									
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<table border="1"><tr><td>動植物性残さ</td><td>運搬（委託）</td><td>焼却・溶解（委託）</td></tr><tr><td>動植物性残さ</td><td>運搬（委託）</td><td>肥料化（委託）</td></tr><tr><td>汚泥</td><td>運搬（委託）</td><td>肥料化（委託）</td></tr></table>	動植物性残さ	運搬（委託）	焼却・溶解（委託）	動植物性残さ	運搬（委託）	肥料化（委託）	汚泥	運搬（委託）	肥料化（委託）
動植物性残さ	運搬（委託）	焼却・溶解（委託）								
動植物性残さ	運搬（委託）	肥料化（委託）								
汚泥	運搬（委託）	肥料化（委託）								

(日本産業規格

A列4番) 11

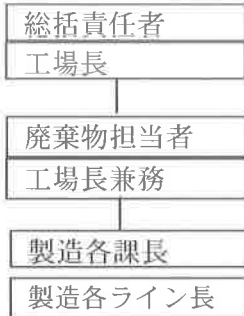
受領



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



- ・ 産業廃棄物の処理に関する各種事項の決定
- ・ 産業廃棄物の処理方針
- ・ 廃棄物処理計画の作成
- ・ 処理業者の選定、委託契約の締結
- ・ 作業現場の排出する廃棄物の管理

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	排出量	別紙1のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) ・ リサイクルが出来る未使用の包装フィルムなど まとめてリサイクル業者に引き取りを実施。 ・ 汚泥に関しては、排水処理の改善により汚泥の量を削減 ・ 汚泥は水分を含まないように管理。 ・ 金属は有価にてリサイクル		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	排出量	別紙1のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ これまでに実施した取り組みを継続する。 ・ リサイクル出来るものに関しては、集めて引き取りを強化して行く。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ リサイクルが出来る未使用の包装フィルムなど まとめてリサイクル業者に引き取りを実施。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 大型プラスチックの原料容器など洗って貯めてリサイクルに出す。 ・ 金属類も有価で引き取ってリサイクル

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特に実施していない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) ・自ら中間処理は行わない。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・自ら中間処理は行わない。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特に実施していない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	全処理委託量	別紙1のとおり t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙1のとおり t	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙1のとおり t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙1のとおり t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙1のとおり t	t
(これまでに実施した取組) ・再生利用、熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理を委託する。 ・優良認定処理業者から選定する。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	全処理委託量	別紙1のとおり t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙1のとおり t	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙1のとおり t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙1のとおり t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙1のとおり t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに実施した取組を継続する。 ・再生不可能な廃棄物については、積極的に熱利用を推進し、リサイクル率の向上を図る為、委託契約先についての情報を収集しルートを確保する。 		
※事務処理欄			

令和3年度実績値・令和4年度削減目標値

廃棄物の種類及び実績・ 目標の別 排出・処理の区分	動植物性残さ		動植物性残さ		汚泥		合計	
	実績(t)	目標 (t)	実績(t)	目標 (t)	実績(t)	目標 (t)	実績(t)	目標 (t)
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
排出量	467.22	350.00	739.74	550.00	128.75	95.00	1335.71	995.00
全処理委託量	467.22	350.00	739.74	550.00	128.75	95.00	1335.71	995.00
優良認定処理業者への 処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
再生利用業者への処理 委託量	0.00	0.00	739.74	550.00	128.75	95.00	868.49	645.00
認定熱回収業者への処 理委託	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託	467.22	350.00	0.00	0.00	0.00	0.00	467.22	350.00

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。